

週休 2 日工事の実施要領の改定について (お知らせ)

令和 8 年 9 月

山口県農林水産部（農村整備課）

建設業の担い手確保・育成を図るためには、建設工事従事者の休日確保や処遇改善が重要です。このたび、建設産業における「週休 2 日」の実現に向け、「週休 2 日工事实施要領」を改定しましたので、その概要をお知らせします。

1 発注方法等

- ・現場作業を行う期間が 1 週間以上の全ての工事※において発注者指定型の「週休 2 日工事（現場閉所型）」で発注する。なお、現場閉所がなじまない工事は、「週休 2 日工事（交替制）」として発注する。

※応急復旧工事など、週休 2 日工事の実施が困難な工事は除く。

- ・受注者は、契約後速やかに、完全週休 2 日※、月単位又は通期のいずれの取組を実施するかを検討し、必要となる工期について確認を行う。

※完全週休 2 日：連続する全ての週において、土日の休日を確保している状態

2 経費の補正

経費の補正は行わない。

3 工事成績評定

月単位の達成とともに、週休 2 日の推進に向けた積極的な取組を行った場合や、完全週休 2 日で達成した場合に、工事成績評定の考査項目別運用表において評価する。

（詳細は <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23405.html>）

4 適用基準日

令和 8 年 10 月 1 日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

5 その他

詳細は、農村整備課ウェブサイト（以下 URL）に掲載の「週休 2 日工事の実施要領（令和 8 年 10 月）」を参照。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/104/150092.html>

（組織から探す > 農林水産部 > 農村整備課 > 【お知らせ】週休 2 日工事の実施要領の改正について）